

第二十八号

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部改正について

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

「第六章 徳島県消費生活審議会（第四十二条―第四十七条）		「第六章 徳島県消費者情報センター（第四十二条―第四十六条）	
目次中 第七章 雑則（第四十八条―第五十三条）	を	第七章 徳島県消費生活審議会（第四十七条―第五十二条）	に改める。
第八章 罰則（第五十四条―第五十六条）	「	第八章 雑則（第五十三条―第五十八条）	
		第九章 罰則（第五十九条―第六十一条）	」

- 第二十七条の二第一項第一号中「第五十二条第一号」を「第五十七条第一号」に改める。
- 第五十六条を第六十一条とする。
- 第五十五条中「第五十条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第六十条とする。
- 第五十四条を第五十九条とする。
- 第八章を第九章とする。
- 第七章中第五十三条を第五十八条とする。
- 第五十二条第三号及び第四号中「第五十条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第五十七条とする。
- 第五十一条を第五十六条とし、第四十八条から第五十条までを五条ずつ繰り下げる。
- 第七章を第八章とする。
- 第六章中第四十七条を第五十二条とし、第四十二条から第四十六条までを五条ずつ繰り下げる。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 徳島県消費者情報センター

(設置)

第四十二条 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条第一項の規定に基づき、消費者の権利の実現の確保及びその自立の支援を図るため、徳島県消費者情報センター(以下「センター」という。)を徳島市徳島町に設置する。

(業務)

第四十三条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 消費者安全法第八条第一項各号に掲げる事務を行うこと。
- 二 消費者教育(消費者教育の推進に関する法律(平成二十四年法律第六十一号)第二条第一項に規定する消費者教育をいう。)に関すること。
- 三 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

(職員)

第四十四条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(情報の適正管理)

第四十五条 知事は、第四十三条各号に掲げる業務の実施により得られた情報(徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十二号)第十条第二項の規定により措置が講じられているものを除く。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第四十六条 この章に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、徳島県消費者情報センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。